

令和7年6月27日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第184回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第184回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は12ページ物で各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、委員限りの当日配付資料としまして、表紙に「海技人材の確保のあり方に関する検討会とりまとめ(案)」と記載しております19ページ物の資料を配付しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございま

したので、ご紹介させていただきます。後藤船員政策課長です。

【後藤船員政策課長】 昨日、26日付で船員政策課長を拝命いたしました後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 紹介は以上となります。

それでは、議事に入りたいと思います。加藤部会長、司会進行をお願いいたします。

【加藤部会長】 承知しました。それでは早速、議事を進めてまいりたいと思います。

議題1の報告事項でございます。海技人材の確保のあり方に関する検討会とりまとめについて、事務局よりご説明をお願い申し上げます。

【木坂船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。船員政策課の木坂と申します。よろしくお願いいたします。

資料1に基づいてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

昨日、海技人材の確保のあり方に関する検討会第8回を開催させていただきました、とりまとめ（案）についてご議論をいただいたところでございます。その内容についてご報告をさせていただければと思います。

資料、上でございますけれども、海技人材の確保のあり方を取り巻く環境の変化といったところで、中間取りまとめをご報告させていただいた際にも説明させていただいておりますが、船員不足の深刻化、あるいは海技人材のニーズの変化、あるいは海技人材の養成ルート現状、船員の労働環境改善の必要性、そういったところを踏まえまして、我が国の国民生活、経済を支える海上輸送を将来にわたって安定的に確保していくために、その担い手となる海技人材の確保の今後の在り方について、5つの方向性に沿って対応策を講じていくことが必要であるということでもまとめさせていただいているところでございます。

具体的に5つの方向性と中身についてでございますが、まず1つ目に、海技人材の養成ルートの強化といったようなところの中で、主に3点ございます。

まず1点目が一般大学の卒業生に対応する養成ルートの強化、そして、J M E T S海技大の3級（一般大卒）の方を念頭に置いたルートのさらなる拡大ということ。

あとは水産高校との連携強化。4級と5級を念頭に置いたものになりますが、入学志願者の拡大に向けた方策の検討といったところでございます。

さらに、陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの強化、そして5級海技士養成の拡大策の検討、加えまして、6級海技士短期養成課程による養成数の拡大、そういったことについて取り組むべきではないかといった方向性をいただいているといったところで

ございます。

左下、点線で囲ってありますが、こちらについては、海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会とりまとめといったところの中で、JME T Sの養成基盤の強化についても取りまとめていただいているところがございますので、それについても紹介をさせていただいているところがございます。

2番目に、海技人材確保の間口の拡充の関係でございます。こちらについては、今後の少子化の進展等も見据え、陸上からの転職等も視野に入れて、海技人材の確保の間口を拡充していくといったところの観点で、あと、中間取りまとめを受け、船員職業安定法の改正をさせていただいたところがございます。

具体的には、船員職業安定制度の見直しといったところの中で、地方公共団体による無料船員職業紹介事業の導入ということ。加えまして、船員の募集情報提供事業の制度化と求人等に関する情報の的確な表示を求めていくといったようなところの中で、いわゆる求人サイトの適切な利用というのを促していく環境整備というのを進めさせていただいているところがございます。

また、ハローワークと地方運輸局等の連携強化の関係でございますけども、こちらについては実際の転職を希望される方々の求職の場所という意味においては、陸のハローワークといったようなところの中で、ハローワークに来られた方に船員の仕事を知っていただく、船員の職に就いていただくきっかけをしっかりとつくっていくといったところの中で、ハローワークと地方運輸局の連携の強化というのを進めていくと。モデル事業をやっていくということをもとめさせていただいているところがございます。

また、海のハローワークネットと求人票の改善、ここの部分につきましては、海のハローワークネットの見やすさの観点からの操作性の向上というのも図っていききたいというふうに思っておりますし、また、求人票の改善といったところの中で、陸の求人票に比べて情報が足りてない部分があるんじゃないかといったようなご指摘というの、国会での審議も通じていただいているところがございますので、求人票の改善も図っていききたいと、そのように考えているところがございます。

また、退職海上自衛官の活用の推進についても、今年3月に申合せを各団体の皆様と防衛省も含めてやらせていただいているところがございますので、その申合せに沿って適切な活用というのを進めていききたいと、そのように考えているところがございます。

また、3番目でございますけども、右上になりますが、訴求強化の関係でございます。

こちらにつきましては、官労使が一体となった情報発信等の強化に向けた戦略の検討・策定というのを進めていきたいというふうに思っております。

また、海技免状の保有者へのアプローチの強化といったところの中で、海技免状を持っているけれども、船乗りをされてない方に対するアプローチ策ということについても強化を図っていくべきだということをまとめていただいています。

4番目でございますが、海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善といったところでは、快適な海上労働環境の形成、あるいは女性の船員の活躍の推進、さらにはハラスメント対策、育児、介護に参加するための環境整備、そういった様々な多様な方が働ける環境の整備というのを進めていくべきであるということでもまとめていただいています。

最後、5番目でございますけれども、新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成といったところの中で、新しい燃料への対応と。アンモニア、水素、そういったものが今後の次世代の燃料として期待がされているところでございますけれども、そういったものを実際に動かす船員の方々が対応できるようにといった部分での教育訓練体制の整備ということについての基本的な考え方も整理していただいたといったところでございます。

この検討会とりまとめの概要については、以上でございます。

【加藤部会長】 ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご質問などございましたらお願いいたします。いかがでございますでしょうか。遠藤委員、お願いします。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしく申し上げます。今、概要案ということでご説明ありがとうございます。

それと、この海技人材の確保のあり方に関する検討会とりまとめ（案）の、別にある、こちらの資料に関しての説明はやらないということでもよろしいのでしょうか。すみません。お願いします。

【加藤部会長】 いかがでしょうか。

【木坂船員政策課課長補佐】 したほうがよければやりますが。

【加藤部会長】 遠藤委員、いかがでしょう。

【遠藤臨時委員】 中間取りまとめで説明等あったんですけども、もう少し詳しくと言いますか、中間取りまとめで説明してなかった部分について、こちらのとりまとめ（案）のほうを使ってより詳細なご説明をされたほうが理解が深まるのではないかと思うんですが、いかがですか。

【加藤部会長】 どうでしょうか。船員のところ、関わるところを言っていただくというのはどうですか。全部関係するのですが。

【木坂船員政策課課長補佐】 分かりました。全部関係するんですけど、ポイントを絞って。

【加藤部会長】 そうですね。ポイントを絞って言っていただけますか。

【木坂船員政策課課長補佐】 分かりました。説明させていただきます。別途配付しておりますとりまとめ（案）に基づいてご説明をさせていただければと思います。

具体的な中身が記載されているのは5ページ目以降になりますので、5ページ目以降のところ、基本的な考え方と今後の対応策についてご説明をさせていただければと思います。

先ほど説明したところと重複して、プラスアルファの部分、そこまでない部分についてはちょっと割愛させていただきますが、例えばでございますが、6ページ目の5級海技士養成の拡大策の検討の部分につきましては、今後の進め方といったところの中で、海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会における議論と取りまとめの進捗状況を踏まえ、まずはJME T Sにおいて来年度中に実施する方向で検討を進めるということの方向性を記載しているところでございます。

また、6級海技士の短期養成課程による養成数の拡大、この部分につきましては、この6級海技士の養成につきましては、2か月の乗船実習が必要となるといったところでございますけれども、この乗船実習に際しては、内航の事業者の皆様には社船実習というような形でご協力をいただいているところでございます。その社船実習に際しての要件として、今、ジャイロコンパスといったところが要件となっているところでございますけれども、今年5月に告示改正させていただきますして、船上で行うジャイロコンパスに関する実習については、陸上においてもジャイロコンパスの実機を使用して実習を行う場合には乗船実習と同等と認めると。ジャイロコンパスを搭載していない多くの小型船についても社船実習を可能とするというような形で養成数の拡大に資する環境整備を実施させていただいているところでございます。今後も引き続き内航業界における養成数の拡大に向けた動きを後押ししていきたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、船員養成機関の連携強化に関しましては、船員養成機関同士の連携強化に対する考え方についての意見をしっかり伺った上で、持続可能な形というのがどうあるべきかということについての検討を進めていきたいというふうに考えているところでござい

ます。

続いて、間口の拡充の関係でございますが、こちらについては、先ほど申し上げたとおりのところでありますけれども、加えて申し上げれば、有料職業紹介の部分に関しましては、今般、改正させていただきました船員職業安定法の改正によって措置された地方公共団体による無料の船員職業紹介事業や、船員募集情報提供事業の利活用の状況、あるいはハローワークと地方運輸局との連携の強化の状況、あとは船員の確保に係る様々な取組の状況を勘案して、必要に応じて考えるということにさせていただいているところでございます。

また、船員の募集情報等の提供に関する周知につきましては、求人サイトの適切な利用といったようなところの中で、船員募集情報の提供ということと、あとは船員職業紹介との区分というのをしっかり整理して、適切な求人サイトの利用という部分を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、ハローワークと地方運輸局の連携強化の部分につきましては、今後の進め方へと連携してモデル事業をやっていきますということは先ほど申し上げたところでございますが、具体的な場所として、横浜、神戸、広島、高松、福岡の5都市において、モデル事業を今年7月、もう来月になりますけれども、以降、順次、開始していきたいというふうに思っているところでございます。

また、こういった取組のほかに、地方運輸局等において、船員として就職するために必要な海技免許を有していない求職者の方を対象とした職業訓練の活用というのも促進していきたいと、そのように考えているところでございます。

また、加えまして、申し上げれば、3番の訴求強化の関係でございますが、訴求強化の関係につきましては、中間取りまとめでまとめていただいた内容を踏まえ、今年4月に第1回の訴求強化戦略の策定検討チームを立ち上げ、開催をさせていただいているところでございます。今年度中に全体戦略をつくり上げて、それを実施していく体制に移行していきたいと、そのように考えているところでございます。

また、海技免状の保有者へのアプローチの強化の部分につきましては、今年2月から、更新講習の際に就業実態の調査というのを行わせていただいているところでございます。併せて海のハローワークの活用に向けた周知も実施しているところでございます。今年度中に、その実態調査の結果を踏まえ、情報提供の強化についても検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

また、4番の海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善の部分につきましては、

女性の観点で申し上げれば、情報発信、先ほど訴求強化の話をいたしました。女性船員の活躍推進のための情報発信の強化についても検討していきたいというふうに思っております。

また、ハラスメント対策については、労働施策総合推進法の改正というのが今年6月11日に公布されているところでございます。その内容を踏まえ、カスタマーハラスメント、あるいは求職者に対するセクシュアルハラスメント、そういったものを防止するということの措置というのが義務づけられているところでございますので、あとは職場におけるハラスメントを行ってはならない国民規範の醸成ということも盛り込まれているところでございます。来年度に控えている施行に向けて必要な対策をしっかりと講じていくということに記載させていただいているところでございます。

また、女性特有の健康課題への対応の部分につきましては、健康証明書の様式の変更というのも予定しているといったところの中で、プライバシーにも十分配慮した上で、健康検査時における質問の追加、あるいは女性に係る一律の就業制限について見直しを進めていくということについて記載させていただいているところでございます。

育児・介護休業法の見直しの関係につきましては、今年10月に施行を予定しているところでございますが、ここに参加いただいている委員の皆様にもアイデア出しについてご協力いただきながら、今、具体的な検討を進めさせていただいているところでございます。それもフィードバックさせていただきながら、柔軟な働き方を実現していきたいと、そのように考えているところでございます。

あとは新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成につきましては、先ほど申し上げたところと重なるところがございますが、国と船員養成機関と船社、訓練機関、造船、船用メーカー、研究機関、船級協会等を交えた協議体を今年度中に立ち上げて、それぞれの知見やリソースを持ち寄りながら教育訓練の内容を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

そのほかの検討会における状況はこの資料にまとめさせていただいております。おりにございまして、最後「おわりに」でございますが、国においては、ここでまとめた内容について着実に実施することが求められるということ、併せまして、対応策の進捗状況については、交通政策審議会の海事分科会等の場を通じて関係者に共有されることが求められるということの記載がございます。「さらに」といったところの中で、本とりまとめで示された対応策に限らず、人手不足は社会全体、日本全体であるといったところでございますので、

船員や教官などの海技人材が働きたい、働き続けたいと感じられる魅力ある環境づくりに向けて、官労使のそれぞれの関係者がそれぞれの立場で、これまでの慣行等にとらわれることなく具体的なアクションを起こしていくことが重要であるということに記載させていただき、将来にわたる安定的な海技人材の確保の実現につながることを強く期待することによって、この取りまとめの結びという形でさせていただいているといったところでございます。

内容は以上でございます。

【加藤部会長】 ありがとうございます。議論になったところとか、それから、現下の問題など、キーワードも含めてご説明いただきましたが、遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。6ページの船員養成機関の連携強化に向けた課題の整理と検討ということで、まさにこのとおりであって、全てとりまとめの案についてはこのとおりだと思っているわけですけれども、JMET Sの養成基盤の強化のところ、今後、検討していくということだったんですけれども、6月20日付の国立館山海上技術学校の運営について、JMET Sのホームページに掲載されております。この辺の部分は説明がなされていなかったもので、どういうことなのかということの説明してほしいのと、これがなぜJMET Sの養成基盤の強化につながるのかということも含めて説明いただけたらと思います。

以上です。

【加藤部会長】 6月20日付のホームページですね。それについてのご質問でした。館山のことが中心ですね。いかがでございましょうか。どなたがお答えいただけたらいいですか。後藤課長。

【後藤船員政策課長】 私のほうからお答えいたします。

まず、JMET Sの在り方については、JMET Sのあり方に関する検討会というのを別途立ち上げて、4月に取りまとめをさせていただいたというところでございます。その中で、学校運営について集約化していくことはやむを得ないという方向性が取りまとめられたという中で、そういう中で、今回、6月20日のお話がございましたけれども、館山海上技術学校については令和8年度より入学生の募集を停止することとした旨をJMET Sのホームページに掲載したと、こういったことでございます。

それで、ホームページの記載においては、近年、教員の確保が難しく、教育体制を維持することが厳しい状況になったということを書いてございまして、その中で今、ちょっと

お話があったJME T Sの基盤強化との関係で申し上げますと、確かにおっしゃるとおり、このホームページの記載だけではそこが分かりにくいということだと思いますけれども、方向性として、検討会の取りまとめの中では集約化を図ると。もう一つのポイントは、養成規模はきちっと維持すると、こういったことが検討会の報告書の中では取りまとめられておきまして、20日の内容、つまり、入学生の募集を停止するという中で、じゃ、今後どうなるのかということ、まさに取りまとめたいただいた方向性に沿って集約化していくということで、今後、集約化して、養成規模、定員数は変わらない。他方で、今まで課題となっていた教員の確保、教育体制の維持というところが集約化によってさらに強化されていくということを考えておきまして、それがまさに基盤強化につながっていくと、こういうことでございます。

以上でございます。

【加藤部会長】 遠藤委員、いかがですか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。定員数は維持されるというご説明でしたけれども、いずれにしても集約化をするわけですから、しっかりと基盤強化につなげていただきたいというふうに思いますし、一方では内航未来創造プランの中での定員500名規模を目指した取り組みを、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、今回のこのとりまとめの案ですけれども、これについては、できることからやっていくということも中間取りまとめの中でも話がございましたので、その辺はしっかりとやれるところからやっていただき、着実な実施をお願いしたい。また、結果としてはJME T Sの応募倍率が、この3月、4月でしたか、公表されておりますとおり、倍率が上がっておりますので、これも継続して、今年上がったから、来年、残念な結果にならないように、継続した取り組みをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

【加藤部会長】 ありがとうございます。よろしいですか。ご要望が幾つかありましたが、努力をお願いいたします。

【後藤船員政策課長】 はい、努力します。

【加藤部会長】 よろしくをお願いいたします。

そのほか、いかがでございましょう。先に大山委員。

【大山臨時委員】 すみません。海員組合、大山です。

13ページですね。

【加藤部会長】 このとりまとめですね。

【大山臨時委員】 こっちの検討会とりまとめ（案）の13ページの5ポツの新たな海技人材ニーズへの対応ということで、新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成ということで基本的な考え方で、アンモニア燃料、水素燃料など具体的に名前が出ておりますが、今、国内で1隻、就航しておりますけども、近々、外航にも出てくるという見通しの中で、この辺の海技人材の訓練ですね。安全に関する訓練、教育をしっかりといただくような制度の確立をひとつお願いしたいということと、もう一つ、14ページですね。14ページの（ロ）の教育訓練の内容ということで、2つ目の黒ポツのところのLNG燃料についてですね。既に国際基準が存在し云々というところで、今、IGFコードで教育訓練が求められている中で、その枠と、それから訓練の頻度がちょっと低いということで、教育が進んでいないという実態が見受けられています。これについて、当然LNGがずっと燃料として使われていくのかどうかちょっと分かりませんが、いずれにしても、IGFコードに求められている安全のための教育訓練の質は落とすわけにはいかないですけれども、そういった訓練の頻度の回数を増やすとか、枠を増やすとか、そういったお考えが今あるのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

【加藤部会長】 今の点はいかがでしょう。お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 お答えいたします。船員政策課の木坂です。

今、ご質問いただいたLNGに関する部分で、教育訓練の頻度とか、回数を増やしていくのかといった、この部分については、基本的には国際基準ということにのっとり、必要な開発、あるいは教育訓練の内容等をやっていくといったところであるというふうに思っております。あとは実際の現場の皆様の声というのも踏まえながら、ここにも記載させていただいているとおりにかもしませんが、実際のそれによる安全性の向上、あるいはその実施に伴う負担感ということのバランスをとりながら、どうあるべきかということをよく議論していくということなんだろうというふうに思っております。今、具体的に何か増やしていこうとか、そういうことのアクションというのがあるわけではございません。

【加藤部会長】 大山委員、いかがでしょう。

【大山臨時委員】 ここに乗船履歴を積むことが現実的に困難とありますけれども、質を下げるとするのはちょっと我々は反対なんですけども、やはり必要な訓練が受けられなくて一部の方に負担がかかっているというような話もありますので、できるだけ多くの人を受けられるような体制づくりをぜひお願いをしたいということでお願いということにし

ておきます。

以上です。

【加藤部会長】 いかがでしょう。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご要望として、受け止めたいと思います。ありがとうございます。

【加藤部会長】 ありがとうございます。藏本委員、要望でよろしいですか。

【藏本臨時委員】 内航総連の藏本です。説明ありがとうございました。

5つの方向性と対策の4番目、海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善ですね。ここにごきます育児・介護休業法の改正についてお願いがごきます。4月末に内航総連のほうから、一応、質問、意見、要望という形で文書で提出させていただいて、2か月たっております。組織として5組合の通知、また、それから意見集約、そういうキャッチボールを何回かやっていく過程において、10月施行に向けた動きは少し遅いので、もっと早めに1回目の回答をいただいた上で、また、内部で調整した上でキャッチボールを続けていきたいと思っております。1回でそれが終わって、10月の施行ということになると、非常に業界として混乱を招くこととなりますので、対応をよろしく願いいたします。

【加藤部会長】 木坂総括、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂です。ご意見とご要望、ともにありがとうございます。ご回答いただいてから、返しが遅くなっていることについては大変申し訳ないというふうに思っているところでごきます。いただいた内航総連さん以外にも各団体のほうからご意見、アイデアというのをいただいているところでごきますので、それぞれのご意見というのも踏まえて、最適解としてこういうのではどうだろうかということ、先日来、ずっと同じことを言っていて大変申し訳ないんですけども、早急にご提示したいというふうに思っておりますので、提示した内容を見ていただいて、どうだといったところの中で、さらにまたコミュニケーションを続けさせていただいて、実際の10月を迎えるという形にしていきたいというふうに思っておりますので、近々にお返ししますので、お待ちいただけると思っておりますので、よろしく願いいたします。

【加藤部会長】 藏本委員、よろしいですかね。

【藏本臨時委員】 はい、よろしくお願いします。

【加藤部会長】 木上委員、お願いいたします。

【木上臨時委員】 5つの方向性と対応策の②の海技人材確保の間口の拡充のところの

一番下のところの退職海上自衛官の活用推進というところで、ちょっと教えていただきたいんですが、私の理解だと海上自衛官というのは海技免許を持っていない、違うものを、資格を持っているという理解で、退職された自衛官がスムーズに民間の商船なり、一般の漁業もそうなんですけれども、そこら辺の免許の段差というんですか、食い違いがどういうふうな形でスムーズに移行できるのかというのは何か議論をされているのでしょうか。

【加藤部会長】 資格の問題ですね。

【木上臨時委員】 はい。

【後藤船員政策課長】 海上自衛官の制度について申し上げますと、今、木上委員がおっしゃったとおりで、自衛隊は内部の資格でやっけていまして、海技免状とはちょっと違っていまして、ですので、今どうなっているかといいますと、自衛官の方が退職される際に、自衛隊の中で自衛隊自体が養成施設となっていて、それは私どもの国家資格の養成ができる機能を、自衛隊の中で術科学校というのがあります、そこで例えば4級海技士の養成というのをした上で退職させているというふうに理解をされていて、ですので、退職された方が、簡単に言いますと、ちゃんと国家資格を取らせて退職できるような、そういう環境を自衛隊の中で整えていまして、ですから、何も資格を持ってない方が自衛隊だけの内部のものだけで出てきて、いきなり船員、民間のほうの商船に乗りたいたと、こういってことではないということでございます。

【加藤部会長】 今の点はいかがでしょう。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。そういうふうに次の職場へ行くための準備がきちっと整っていて、それが、段差がない形でスムーズに移行できることが前提でやはり議論できるのであれば、それはそれで全然問題ないですし、自衛隊の免許制度と一般商船等の免許制度との規格等に多少の食い違いがみられるのであれば、その修正が必要になるというふうに認識しますので、その辺がもう少し具体的によく分かるようにしていただければ、よりよい議論になっていくのではないかなというふうに思います。

以上です。

【加藤部会長】 後藤課長、お聞きしておくということでよろしいですか。

【後藤船員政策課長】 はい。

【加藤部会長】 スムーズな移行という点ですね。

【後藤船員政策課長】 そうですね。

【加藤部会長】 よろしくお願いたします。

そのほかいかがでございましょう。よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

議題2の審議事項でございます船派遣事業の許可についてでございますが、本件は、個別事業者の許可に関する事項でございますので、公開することによって当事者の利益を害するおそれがあります。そこで、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきたいと思っております。マスコミの関係の方、関係者の方以外は、会場、ウェブ会議からご退出をお願いしたいと思います。

(非公開・関係者以外退室)

【加藤部会長】 本日意見を求められました諮問でございますが、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について許可することが適当であるという結論とさせていただき、海事分科会長にご報告したいと存じます。いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

【加藤部会長】 ありがとうございます。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。

じゃ、総括をお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 すみません。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。船員政策課の木坂です。

これまでの船員部会において、各委員の皆様からご質問いただいた事項の中で、船舶法施行細則の改正についてのご質問というのを何度かいただいていたところでございます。この点について状況についてご報告をさせていただければと思います。

昨年6月に閣議決定されました規制改革実施計画等において、洋上風力の発電設備の設置保守に係る外国籍船の利用に関して、事業者の予見可能性を高めるため、必要な省令改正を行うということがされたということを受けて、本年6月2日に船舶法施行細則の改正をさせていただいたところでございます。

具体的には、船舶法第3条ただし書に基づく特許の申請書の提出について、国土交通大臣がその都度の申請が必要ないと認める場合においては、一定期間内の不開港場寄港、または沿岸輸送に関して一括して行うことができる旨等を規定したといったところでございます。

また、これに合わせて、洋上風力の発電設備の設置工事等において使用する外国船舶に

係る沿岸輸送特許申請手続についての通達も定めさせていただいたところでございます。その中で、沿岸輸送特許の申請の際には、申請に係る外国船舶の日本籍への転籍や日本船舶の確保方策、そういったものを含めて、日本船舶を手配できない理由を記載させるということとさせていただいたところでございます。

なお、船舶法施行細則の改正に当たって、本年3月11日から4月10日までの間、パブリックコメントを実施させていただいたところでございますが、意見の提出としては2,700件を超える意見というのをいただいているところでございます。その大半はカボタージュ制度の堅持を求めのご意見でありました。今般の船舶法施行細則の改正といったものにつきましては、船舶法第3条ただし書に基づく特許の手続を明確化するというものでございまして、特許の審査基準を変えるものではございません。したがって、カボタージュ制度を緩和するものでもないというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国土交通省としては、カボタージュ制度について今後とも堅持するという方針の下、船舶法第3条ただし書に基づく特許制度について適切に運用していきたいと、そのように考えているところでございます。

私からの発言は以上でございます。

【加藤部会長】 議論になっていたところですが、いかがでございましょう。遠藤委員お願いします。

【遠藤臨時委員】 ご説明ありがとうございます。今、考え方というか、お示しいただいたわけですけれども、カボタージュ制度の規制の緩和ではないと、しっかりとカボタージュ制度を堅持していくんだという内容だったと思います。その辺は、これが原因で緩和することのないようにしっかりとやっていただきたいですし、法令的などころに反しないように厳格にしっかりと対応していただきたいです。

以上です。

【加藤部会長】 総括から何かありますか。

【木坂船員政策課課長補佐】 いただいたご意見を踏まえて適切に運営するよう、担当課のほうには伝えたいというふうに思います。

【加藤部会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。じゃ、鈴木委員、お願いいたします。

【鈴木臨時委員】 ご指名ありがとうございます。私はカボタージュ規制の堅持という立場から発言をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明いただいたように、船舶を日本籍化する方向でよりスピーディーにやっていただきたいと思っています。これは本来、予見可能性が高いのであれば早く日本籍化するということをステップに、船主の方にそういう方向を国土交通省で持って行っていただきたい。また、日本籍化するということは、海洋立国日本であれば、日本籍船が増えるほうがいいわけです。それがカボタージュの堅持につながるということでもありますので、ぜひともそういった形で、国土交通省におかれましては、各船主に予見可能性が出た場合も、日本籍化にできますよというのをしっかりアピールしていただいて、堅持することを守っていただく方策として考えていただければと思います。

以上でございます。

【加藤部会長】 鈴木委員の意見でございますが、総括いかがですか。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご意見としてしっかり受け止めて対応していきたいと思っています。ありがとうございます。

【加藤部会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでございますしょう。

特にないようですね。そうしましたら……。じゃ、室長、お願いします。

【成瀬労働環境対策室長】 失礼いたします。事務局より委員の退任につきまして、ご報告申し上げます。使用者委員の木上委員におかれましては、今月の部会をもちまして退任される予定となっておりますことから、ご紹介させていただきます。

木上委員におかれましては、令和4年10月の第153回船員部会以降2年9か月にわたりまして、使用者委員としてご就任いただき、貴重なご意見を賜りました。事務局より、木上委員のご尽力に心より厚く感謝の意を表したいと存じます。誠にありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

【加藤部会長】 私からも、コロナでなかなか出席しにくいときにも会場に来ていただいて、お忙しい中、本当にありがとうございます。一言、ご挨拶を頂戴したいと思いますので、お願いいたします。

【木上臨時委員】 突然のご報告で恐縮なんですけども、今月末で大日本水産会を退職するということになりまして、それに伴って、船員部会のほうも退任させていただきます。前任より、先ほどお話があったとおり、コロナ禍で本職務を引き継ぐことになったんですけども、船員政策という広い観点で、関係者の皆様方の議論の場を共有させていただいたということで大変勉強になりました。特に船員手帳のデジタル化のところで、制度面とか

政策面、私が元船員だったものですから、そういったところでコメントできたということも非常にありがたかったです。今後は、船員保険会のほうに転籍させていただきますので、また、機会がありましたら、お声がけいただければありがたいと思います。

どうも、これまでいろいろとありがとうございました。お世話になりました。

【加藤部会長】 引き続きこの業界の発展によろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

そのほか何かございましょうか。よろしゅうございますか。

なければ事務局に進行をお返ししたいと思います。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【加藤部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第184回船員部会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中、ご出席賜り、ありがとうございました。

— 了 —